

介護予防特定施設入所者生活介護 運営規定

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人左右会（以下「本会」という。）が開設するハートケア更竹特定施設入所者生活介護事務所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防特定施設入所者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師及び生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、栄養士、調理員、その他の従業者（以下「特定施設入所者生活介護従業者」という。）が要支援状態にある高齢者等に対し適正な生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の特定施設入所者生活介護従業者は、当該指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供を受ける入所者（以下「利用者」という。）が要介護状態となった場合でも当該指定特定施設入所者生活介護事業所において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、特定施設入所者生活介護サービス計画に基づき療養上の世話及び入浴・排泄・食事等の介護・機能訓練等その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、つぎのとおりとする。

- 一. 名称 医療法人 左右会 ハートケア更竹
- 二. 所在地 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根添1898番地の7

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

管理者	1名
看護職員	2名以上
介護職員	14名以上
介護支援専門員（計画作成担当者）	1名以上
生活相談員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

1. 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
2. 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。
3. 介護従事者は、特定施設入所者生活介護の業務にあたる。

4. 介護支援専門員は、特定施設入所者生活介護計画の作成等を行う。
5. 生活相談員は、事業所に対する特定施設入所者生活介護従事者に対する相談、助言及び技術指導を行う。
6. 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための、訓練指導助言を行う。

(指定介護予防特定施設入所者生活介護利用人員)

第5条 事業所の利用定員は1日57人とする。
居室数は31室とする。

(指定介護予防特定施設入所者生活介護の内容)

第6条 指定介護予防特定施設入所者生活介護の内容は、契約内容に基づき本会の計画作成員が、利用者との相談(確認)によって、利用者の心身の状態に応じたサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した、特定施設入所者生活介護サービスいかくを作成し、次に掲げるもの等のサービスを行うものとする。

一. 身体介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

- ア. 排泄の介助
- イ. 移動・移乗の介助
- ウ. 通院等の介助、その他必要な身体介護

二. 入浴に関すること

利用者心身の状況に応じ、一週間に2回以上、必要な入浴サービスを提供する。

- ア. 衣類着脱の介護
- イ. 進退の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他、必要な入浴介助

三. 食事に関すること

利用者の食事は、適切な時間に、必要な食事サービスを提供する。

- ア. 準備・後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

四. 入居後に居室を住み替える場合(一時介護室へ移る場合)

- ア. 判断基準の内容: 一時的に24時間の介護が必要となった場合
- イ. 手続きの内容: 医師の意見、本人の意思を確認し身元引受人の意見を聞いて行う。
- ウ. 追加的費用の有無: 無し
- エ. 居室利用権の取扱い: 一時介護室で介護を行う場合介護居室の利用権は継続する。
- オ. 前払金償却の調整の有無: 無し

五. アクテビィティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的・精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サ

ービスを提供する。

カ. レクリエーション

キ. グループワーク

ク. 行事的活動

ケ. 体操

コ. 機能訓練

サ. 休養

六. 相談・助言に関すること

利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め日常生活における身上介護等に関する相談及び助言を行う。

シ. 日常生活活動訓練の相談・助言

ス. 住宅改良に関する相談・助言

セ. その他必要な相談・助言

(指定介護予防特定施設入所者生活介護の利用者料等及び支払いの方法)

第7条 指定介護予防特定施設入所者生活介護を提供した場合の、利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防特定施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。「介護報酬の告知上の金額」とする。

2 オムツ代は実費とする。

3 食事代金 1日1, 200円 1食400円とする。

4 光熱費 1日200円とする。

5 指定介護予防特定施設入所者生活介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金または金融機関口座振込等により納付するものとする。

6 介護保険に係る利用料

要支援1=183円/日 要支援2=313円/日

7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、宮古島市・多良間村の区域とする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第9条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得る。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

一. サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態

を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定介護予防特定施設入所者生活介護従業者は、指定介護予防特定施設入所者生活介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(指定介護予防特定施設入所者生活介護の利用契約)

第13条 本会は、指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して特定施設入所者生活介護利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者、または、その家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合に当たっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(健康管理)

第14条 指定介護予防特定施設入所者生活介護事業所の医師及び、看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとるものとする。

(秘密保持等)

第15条 特定施設入所者生活介護従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、特定施設入所者生活介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、特定施設入所者生活介護従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、特定施設入所者生活介護従業者との雇用契約の内容とする。

(サービス提供記録の記載)

第16条 特定施設入所者生活介護従業者は指定介護予防特定施設入所者生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定介護予防特定施設入所者生活介護について、介護保険法第41条第6項または法第53条第6項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第17条 管理者は、提供した指定介護予防特定施設入所者生活介護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するために、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ利用者及び家族に説明するものとする。

(損害賠償)

第18条 本会は、利用者に対する指定介護予防特定施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束)

第19条 事業所は、特定施設入居者生活介護等を提供するにあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的で開催する。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待を防止するための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための取組)

第22条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しない様に次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話 置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の為の指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

第23条 事業所は、特定施設入所者生活介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二. 継続研修 年1回以上
- 2 事業者は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するものとする。
- 3 この規定の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本会が定めるものとする。

附則

この規則は、令和4年4月1日より施行する。

改訂

- | | |
|----------|--|
| 令和6年4月1日 | 【虐待防止に関する事項】第20条
【業務継続計画の策定等】第21条
【感染症の予防及びまん延防止のための取組】第22条
上記を追加 |
| 令和6年6月1日 | 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容において、介護職員を17名以上から14名以上に変更 |